

函館空港事務所庁舎清掃請負に係る質問に対する回答について

番号	事項	質疑	回答
1	仕様書 6.業務内容 (1)日常清掃	作業時間:7:30から17時までの間で、請負者と監督職員が協議の上で定めた時間とする」となっておりますが、現契約者は何時から何時頃の間で業務を行っておりますか。	概ね7:30から9:30の間に実施しています。なお、現請負者との協議により、週3回の清掃を週5回に分割した上で実施している旨申し添えます。
2	仕様書 6.業務内容 (1)日常清掃	10:00以降に作業を開始することは可能でしょうか。	業務の支障とならないよう、執務室の清掃は8:30までに実施願います。なお、その他共用部分に関しては可能です。
3	仕様書 6.業務内容 (3)窓ガラス清掃	はめ込み窓の内外の両面ガラス清掃という認識でよろしいでしょうか。「是」の場合、外部窓ガラス清掃作業用のゴンドラ等は設置されておりますでしょうか。これが「無し」の場合、現契約者はどのような作業方法で対応されておりますか。	ガラスの仕様はご理解のとおりです。また、作業用ゴンドラ等の設置はなく、現請負者は伸縮式の器具により作業を実施しています。
4	仕様書 6.業務内容 (3)窓ガラス清掃	管制塔の窓ガラス清掃の作業可能時間をご教示ください。現契約者は、何時頃から開始し、何時間程度で作業を終了しておられますか。	作業可能時間は日常清掃と同様の時間帯を想定しています。現請負者においては、概ね9時に開始し、作業に要する時間は2時間程度となっております。